

函館市監査公表第16号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年10月4日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕邦

函館市監査委員 浜野 幸子

函館市監査委員 斎藤 佐知子

函 病 管 経
令和 6 (2024) 年 9 月 30 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	病院局					
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()					
監査等実施期間	令和 5 年（2023 年）10 月 27 日～ 令和 6 年（2024 年）3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日			
監 査 項 目 等	現金取扱事務					
区 分	勧告事項・指摘事項・意見					
(1) 指摘事項						
ア 現金取扱事務						
函館市病院局会計規程（平成 18 年病院局規程第 22 号）第 15 条第 2 項では「現金取扱員は、納付を受けた現金または引継ぎを受けた現金を、速やかに提出納取扱金融機関の預金口座へ預け入れ、または保管金払込書によって出納取扱金融機関等に払い込まなければならぬ。」と規定されているところ、函館病院では、現金取扱員が収納した駐車場使用料などの現金を公金収納事務受託者へ払い込んでいたほか、恵山病院では、看護師である現金取扱員が収納した訪問診療による医療費を公金収納事務受託者へ引き継いでいた。 公金の取扱いは、関係規程に基づき常に厳正に行うべきものであることから、規程にのっとった適正な事務となるよう改められたい。						
措置内容、対応・考え方						
この度のご指摘を踏まえ、現金取扱員が収納した駐車場使用料などの現金および恵山病院の訪問診療による医療費につきましては、函館市病院局会計規程に基づき、公金収納事務受託者を介さずに出納取扱金融機関へ払い込むこととしたところであります。 今後におきましては、現金取扱事務にあたっては、規程に則った適正な事務を行なうよう努めてまいります。						

函 病 管 庶
令和 6 (2024) 年 9 月 30 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	病院局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和 5 年（2023 年）10 月 27 日～ 令和 6 年（2024 年）3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	庶務的事務		
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		

(1) 指摘事項

イ 庶務的事務

病院局に所属する会計年度任用職員の給料の額は、函館市病院局職員の給与に関する規程（平成 18 年病院局規程第 17 号）に基づき算定し決定すべきところ、一部の会計年度任用職員の令和 5 年度の給料の額について、同規程に基づかない算定方法により決定しているものがあった。

病院局では、当該職員の給料の額が令和 5 年 10 月に改定される北海道の最低賃金の水準を下回るおそれがあったことから、あらかじめ同年 4 月分から最低賃金を上回る額を支給することとし、同規程に基づかない算定方法により給料の額を決定したものであるが、給料の額の決定は条例や規程に基づき厳正に行わなければならないことから、既に支給している分の対処を含め、適正な給与事務の執行を図られたい。

なお、近年の最低賃金の動向を踏まえ、同規程等における給料の額の妥当性についても検証されたい。

措置内容、対応・考え方

この度のご指摘を踏まえ、令和 6 年 4 月からの給料の額の決定は、函館市病院局職員の給与に関する規程に基づき適正に行ったところであり、令和 5 年度の当該職員に支給した給与については、最低賃金を下回ることがないよう同規程第 4 条第 4 項による調整を含めた再算定を行い、過大となる額については返還を求めるとしております。また、北海道の最低賃金の動向を注視し、人事院勧告を踏まえながら給料の額の妥当性について適宜判断するとともに、必要な規程の改正を行い適正な給与事務の執行を図るよう努めてまいります。

今後におきましても、職員の給料の額の決定にあたっては、事務の重要性を十分認識し、規程に基づき厳正に行ってまいります。